

土地閉鎖登記簿の謄抄本等の交付事務 の取扱いの変更について（お知らせ）

今般，当出張所管内全地域について，土地閉鎖登記簿の電子化を完了しました。これに伴い，平成29年6月12日（月）から，土地登記簿謄抄本等の取扱いを下記のとおり変更することといたしますので，お知らせします。

なお，ご不明な点は係員にお尋ねください。

記

1 電子化した土地閉鎖登記簿の謄抄本等の交付

土地閉鎖登記簿電子情報をA4判の用紙に印刷し，登記官が認証文を付して交付することになります。

2 電子化した土地閉鎖登記簿の閲覧

土地閉鎖登記簿電子情報をA4判の用紙に印刷したものを閲覧に代わりお渡しいたします。

なお，印刷してお渡しした用紙は，返還することを要しません。

平成29年5月

津地方法務局鈴鹿出張所

